

○文部科学省令第二十八号

私立学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第一条、第二条第一項、第三条第一項及び第二項並びに第一百七条第一項（これらの規定を同法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

文部科学大臣 盛山 正仁

学校法人会計基準の一部を改正する省令

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その表記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものに当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこ

れに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次
改正前	目次

改正後	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 会計帳簿</p> <p>第一節 総則（第六条）</p> <p>第二節 資産（第七条―第十条）</p> <p>第三節 負債（第十一条）</p> <p>第四節 基本金（第十二条―第十四条）</p> <p>第三章 計算関係書類</p> <p>第一節 総則（第十五条・第十六条）</p> <p>第二節 貸借対照表（第十七条―第二十二条）</p> <p>第三節 事業活動収支計算書（第二十三条―第三十一条）</p> <p>第四節 資金収支計算書（第三十二条―第三十九条）</p> <p>第五節 計算書類の注記（第四十条）</p> <p>第六節 附属明細書（第四十一条・第四十二条）</p> <p>第四章 財産目録（第四十三条―第四十七条）</p> <p>第五章 会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例（第四十八条―第五十条）</p> <p>第六章 放送大学学園に関する特例（第五十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（学校法人会計の基準）</p> <p>第一条 私立学校法（以下「法」という。）第百一条に規定する基準</p>
改正前	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 資金収支計算及び資金収支計算書（第六条―第十四条の二）</p> <p>第三章 事業活動収支計算及び事業活動収支計算書（第十五条―第二十四条）</p> <p>第四章 貸借対照表</p> <p>第一節 資産（第二十五条―第二十八条）</p> <p>第二節 基本金（第二十九条―第三十一条）</p> <p>第三節 貸借対照表の記載方法等（第三十二条―第三十六条）</p> <p>第五章 知事所轄学校法人に関する特例（第三十七条―第三十九条）</p> <p>第六章 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に関する特例（第四十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（学校法人会計の基準）</p> <p>第一条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。以下</p>

については、この省令の定めるところによる。

2|| 法第三条に規定する学校法人（法第五十二條第五項の専修学校

又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下「学校法人」という。）は、この省令の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。ただし、法第十九條第一項の事業（以下「収益事業」という。）に関する会計（以下「収益事業会計」という。）については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3|| 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に従わなければならない。

4|| 計算書類のうち貸借対照表については、前二項の規定によるほか、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証券を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人であつて、当該証券若しくは当該証券又は当該権利について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する募集又は同条第四項に規定する売出しを行うもの（次項において「有価証券発行学校法人」という。）にあつては、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様

「法」という。）第十四條第一項に規定する学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計の經理をするものに限るものとし、以下第六章を除き「学校法人」という。）は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成しなければならない。

「項を加える。」

2|| 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。

「項を加える。」

式及び作成方法に関する規則（平成十九年文部科学省令第三十六号）の定めるところにより作成しなければならない。

5|| 計算書類のうち収支計算書については、第二項及び第三項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の定めるところにより作成しなければならない。

（会計の原則）

第二条 学校法人は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）（収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下この条において同じ。）並びに財産目録を作成しなければならない。

一 「略」

二 全ての取引について、正規の簿記の原則によつて正しく記帳された会計帳簿に基づいて計算関係書類を作成すること。

三 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を計算関係書類に明瞭に表示すること。

四 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算関係書類及び財産目録の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（収益事業会計）

第三条 収益事業会計に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。

「項を加える。」

（会計の原則）

第二条 学校法人は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。

一 「同上」

二 すべての取引について、複式簿記の原則によつて、正確な会計帳簿を作成すること。

三 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明りように表示すること。

四 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（収益事業会計）

第三条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十六条第一項に規定する事業に関する会計（次項において「収益事業会計」という。）に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。

2 収益事業会計については、前二条、前項及び第四章の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

〔条を削る。〕

2 収益事業会計については、前二条及び前項の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

(計算書類)

第四条 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

- 一 資金収支計算書並びにこれに附属する次に掲げる内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書
- イ 資金収支内訳表
- ロ 人件費支出内訳表
- 二 事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表
- 三 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表
 - イ 固定資産明細表
 - ロ 借入金明細表
 - ハ 基本金明細表

(総額表示)

第五条 〔同上〕

〔条を加える。〕

第二章 資金収支計算及び資金収支計算書

(資金収支計算の目的)

第六条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するす

(総額表示)

第四条 〔略〕

(金額の表示の単位)

第五条 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもつて表示するものとする。

第二章 会計帳簿

第一節 総則

(会計帳簿の作成)

第六條 法第二百二條第一項の規定により学校法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び基本金の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成するものとする。

第二節 資産

(資産の評価)

第七條 資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。

(減価償却)

第八條 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの(以下「減価償却資産」という。)については、減価償却を行うものとする。

2 減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

(有価証券の評価換え)

第九條 有価証券については、第七條の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなつた場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によつて評価するものとする。

(徴収不能額の引当て)

第十條 金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該

べての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。)の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとする。

(資金収支計算の方法)

第七條 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの(第十一條において「前期末前受金」という。)及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの(第十一條において「期末未収入金」という。)について行なうものとする。

2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの(第十一條において「前期末前払金」という。)及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの(第十一條において「期末未払金」という。)について行なうものとする。

(勘定科目)

第八條 学校法人は、この章の規定の趣旨に沿つて資金収支計算を行なうため必要な勘定科目を設定するものとする。

(資金収支計算書の記載方法)

第九條 資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

第三節 負債

(負債の評価)

第十一条 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付すものとする。

2 退職給与引当金のほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の事業活動支出の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を事業活動支出として繰り入れることにより計上した額を付すものとする。

第四節 基本金

(基本金)

第十二条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

(基本金への組入れ)

第十三条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校(専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。)の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
- 二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは

(資金収支計算書の記載科目)

第十条 資金収支計算書に記載する科目は、別表第一のとおりとする。

(前期末前受金等)

第十一条 当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

2 当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

(資金収支計算書の様式)

第十二条 資金収支計算書の様式は、第一号様式のとおりとする。

(資金収支内訳表の記載方法等)

第十三条 資金収支内訳表には、資金収支計算書に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

- 一 学校法人(次号から第五号までに掲げるものを除く。)
 - 二 各学校(専修学校及び各種学校を含み、次号から第五号までに掲げるものを除く。)
 - 三 研究所
 - 四 各病院
 - 五 農場、演習林その他前二号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設
- 2 前項第二号に掲げる部門の記載にあつては、二以上の学部を置く

は教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金
錢その他の資産の額

三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の
額

四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

2 前項第二号又は第三号に掲げる資産の額の基本金への組入れは、固
定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものと
する。

3 学校法人が第一項第一号の固定資産を借入金（学校債を含む。以下
この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項に
おいて同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金
に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払
（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行った会計年度に
おいて、返済又は支払を行った金額に相当する金額を基本金に組み入
れるものとする。

（基本金の取崩し）

第十四条 学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該
各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

一 その諸活動の一部又は全部を廃止した場合、その廃止した諸活動
に係る基本金への組入額

二 その経営の合理化により前条第一項第一号の固定資産を有する必
要がなくなつた場合、その固定資産の価額

三 前条第一項第二号の金銭その他の資産を将来取得する固定資産の
取得に充てる必要がなくなつた場合、その金銭その他の資産の額

四 その他やむを得ない事由がある場合、その事由に係る基本金への
組入額

大学にあつては学部（当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専
攻科及び別科を含む。）に、二以上の学科を置く短期大学にあつては
学科（当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。）に、二以
上の課程を置く高等学校にあつては課程（当該課程に対応する専攻科
及び別科を含む。）にそれぞれ細分して記載するものとする。この場
合において、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は大学の学部と
みなす。

3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三百三条に規定する大
学に係る前項の規定の適用については、当該大学に置く大学院の研究
科は大学の学部とみなす。

4 通信による教育を行なう大学に係る第二項の規定の適用について
は、当該教育を担当する機関は大学の学部又は短期大学の学科とみな
す。

5 資金収支内訳表の様式は、第二号様式のとおりとする。

（人件費支出内訳表の記載方法等）

第十四条 人件費支出内訳表には、資金収支計算書に記載される人件費
支出の決算の額の内訳を前条第一項各号に掲げる部門ごとに区分して
記載するものとする。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による記載につい
て準用する。

3 人件費支出内訳表の様式は、第三号様式のとおりとする。

（活動区分資金収支計算書の記載方法等）

第十四条の二 活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載さ
れる資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分し
て記載するものとする。

第三章 計算関係書類

第一節 総則

(成立の日の貸借対照表)

第十五条 法第百三条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、学校法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成するものとする。

(各会計年度に係る計算書類)

第十六条 法第百三条第二項の規定により学校法人が作成しなければならない各会計年度に係る計算書類は、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表
- 二 次に掲げる収支計算書
 - イ 事業活動収支計算書
 - ロ 資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

第二節 貸借対照表

(貸借対照表の内容)

第十七条 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものとする。

一 教育活動

二 施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動
三 資金調達その他前二号に掲げる活動以外の活動

2 活動区分資金収支計算書の様式は、第四号様式のとおりとする。

〔章名を付する。〕

〔節を加える。〕

〔節を加える。〕

(貸借対照表の記載方法)

第十八条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

(減価償却資産の表示方法)

第十九条 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

(金銭債権の表示方法)

第二十条 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

(貸借対照表の記載科目)

第二十一条 貸借対照表に記載する科目は、別表第一のとおりとする。

(貸借対照表の様式)

第二十二条 貸借対照表の様式は、第一号様式のとおりとする。

「章名を削る。」

第三節 事業活動収支計算書

第三章 事業活動収支計算及び事業活動収支計算書

「節名を付する。」

(事業活動収支計算書の内容)

第二十三条 事業活動収支計算書は、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明瞭に表示するとともに、当該会計年度において第十二条及び第十三条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明瞭に表示するものとする。

一〇三 〔略〕

(事業活動収支計算の方法)

第二十四条 事業活動収入の計算は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入について行うものとする。

2 事業活動支出の計算は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて行うものとする。

3 〔略〕

(勘定科目)

第二十五条 学校法人は、この節の規定の趣旨に沿って事業活動収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するものとする。

(事業活動収支計算書の記載方法)

第二十六条 事業活動収支計算書には、第二十三条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対

(事業活動収支計算の目的)

第十五条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において第二十九条及び第三十条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものとする。

一〇三 〔同上〕

(事業活動収支計算の方法)

第十六条 事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算するものとする。

2 事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。

3 〔同上〕

(勘定科目)

第十七条 学校法人は、この章の規定の趣旨に沿って事業活動収支計算を行うため必要な勘定科目を設定するものとする。

(事業活動収支計算書の記載方法)

第十八条 事業活動収支計算書には、第十五条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比

比して記載するものとする。

（事業活動収支計算書の記載科目）
第二十七条 「略」

（当年度収支差額等の記載）

第二十八条 第二十三条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額（事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。）は、事業活動支出の部に次に予算の額と対比して記載するものとする。

2 当該会計年度の経常収支差額（第二十三条第一号に掲げる活動の収支差額に同条第二号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

3 当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額（経常収支差額に第二十三条第三号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

4・5 「略」

（翌年度繰越収支差額）

第二十九条 当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を加算した額を、翌年度繰越収支差額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

一・二 「略」

三 第十四条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

して記載するものとする。

（事業活動収支計算書の記載科目）
第十九条 「同上」

（当年度収支差額等の記載）

第二十条 第十五条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額（事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。）は、事業活動支出の部に次に予算の額と対比して記載するものとする。

2 当該会計年度の経常収支差額（第十五条第一号に掲げる活動の収支差額に同条第二号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

3 当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額（経常収支差額に第十五条第三号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

4・5 「同上」

（翌年度繰越収支差額）

第二十一条 当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を加算した額を、翌年度繰越収支差額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

一・二 「同上」

三 第三十一条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

(翌年度繰越収支差額の記載)

第三十条 「略」

(事業活動収支計算書の様式)

第三十一条 事業活動収支計算書の様式は、第二号様式のとおりとする。

「条を削る。」

「章名を削る。」

「節を削る。」

(翌年度繰越収支差額の記載)

第二十二條 「同上」

(事業活動収支計算書の様式)

第二十三条 事業活動収支計算書の様式は、第五号様式のとおりとする。

(事業活動収支内訳表の記載方法等)

第二十四条 事業活動収支内訳表には、事業活動収支計算書に記載される事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額の決算の額を第十三条第一項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。
2 事業活動収支内訳表の様式は、第六号様式のとおりとする。

第四章 貸借対照表

第一節 資産

(資産の評価)

第二十五条 資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。

(減価償却)

第二十六条 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの

(以下「減価償却資産」という。)については、減価償却を行なうものとする。

2| 減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

(有価証券の評価換え)

第二十七条 有価証券については、第二十五条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなつた場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によつて評価するものとする。

(徴収不能額の引当て)

第二十八条 金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

第二節 基本金

(基本金)

第二十九条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

(基本金への組入れ)

第三十条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

一| 学校法人が設立当初に取得した固定資産(法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産)で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校(専修学校及び各種学

「節を削る。」

校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

2 前項第二号又は第三号に規定する基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。

3 学校法人が第一項第一号に規定する固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行った会計年度において、返済又は支払を行った金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする。

（基本金の取崩し）

第三十一条 学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

一 その諸活動の一部又は全部を廃止した場合、その廃止した諸活動に係る基本金への組入額

二 その経営の合理化により前条第一項第一号に規定する固定資産を有する必要がなくなつた場合、その固定資産の価額

三 前条第一項第二号に規定する金銭その他の資産を将来取得する固

「節を削る。」

定資産の取得に充てる必要がなくなった場合、その金銭その他の資産の額
四、その他やむを得ない事由がある場合、その事由に係る基本金への組入額

第三節 貸借対照表の記載方法等

(貸借対照表の記載方法)

第三十二条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

(貸借対照表の記載科目)

第三十三条 貸借対照表に記載する科目は、別表第三のとおりとする。

(重要な会計方針等の記載方法)

第三十四条 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針については、当該事項を脚注（注記事項を計算書類の末尾に記載することをいう。以下この条において同じ。）として記載するものとする。

2、重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額を脚注として記載するものとする。

3、減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

第四節 資金収支計算書

(資金収支計算書の内容)

第三十二条 資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明瞭に表示するものとする。

(資金収支計算の方法)

- 4 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。
- 5 担保に供されている資産については、その種類及び額を脚注として記載するものとする。
- 6 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額については、当該金額を脚注として記載するものとする。
- 7 当該会計年度の末日において第三十条第一項第四号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策を脚注として記載するものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、当該事項を脚注として記載するものとする。

(貸借対照表の様式)

第三十五条 貸借対照表の様式は、第七号様式のとおりとする。

「節を加える。」

第三十三条 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの（第三十七条第一項において「前期末前受金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（第三十七条第一項において「期末未収入金」という。）について行うものとする。

2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの（第三十七条第二項において「前期末前払金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（第三十七条第二項において「期末未払金」という。）について行うものとする。

（勘定科目）

第三十四条 学校法人は、この節の規定の趣旨に沿つて資金収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するものとする。

（資金収支計算書の記載方法）

第三十五条 資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

（資金収支計算書の記載科目）

第三十六条 資金収支計算書に記載する科目は、別表第三のとおりとする。

(前期末前受金等)

第三十七条 当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

2 当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

(資金収支計算書の様式)

第三十八条 資金収支計算書の様式は、第三号様式のとおりとする。

(活動区分資金収支計算書の記載方法等)

第三十九条 活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。

一 教育活動

二 施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動

三 資金調達その他前二号に掲げる活動以外の活動

2 活動区分資金収支計算書の様式は、第四号様式のとおりとする。

第五節 計算書類の注記

第四十条 計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

二 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変

〔節を加える。〕

更による増減額

- 三 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の減価償却額の累計額の合計額
- 四 金銭債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、徴収不能引当金の合計額
- 五 担保に供されている資産の種類及び額
- 六 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
- 七 当該会計年度の末日において第十三条第一項第四号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策
- 八 セグメント（学校法人を構成する一定の単位をいう。）情報
- 九 重要な偶発債務
- 十 子法人に関する事項
- 十一 学校法人の出資に係る事項
- 十二 関連当事者との取引の内容に関する事項
- 十三 学校法人間の財務取引
- 十四 重要な後発事象
- 十五 前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

第六節 附属明細書

（附属明細書の記載方法等）

第四十一条 法第百三条第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、次に掲げるものとする。

「節名を付する。」

（附属明細書の記載方法等）

第三十六条 固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表には、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由等をそれぞれ第八号様式、第九号様式及び第十号様式に従って記載す

- 一 固定資産明細書
- 二 借入金明細書
- 三 基本金明細書

2 前項の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

3 第一項の附属明細書には、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

(附属明細書の様式)

第四十二条 次の各号に掲げる附属明細書の様式は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 固定資産明細書 第五号様式
- 二 借入金明細書 第六号様式
- 三 基本金明細書 第七号様式

第四章 財産目録

(財産目録の内容)

第四十三条 法第七十七条第一項第一号に掲げる財産目録は、当該会計年度末現在（学校法人が成立した日における財産目録は、当該学校法人が成立した日）における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

(内部取引)

第四十四条 財産目録の作成に当たっては、当該学校法人の収益事業会計に対する投資とこれに対応する収益事業会計の資本との相殺消去を

るものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「条を加える。」

「章を加える。」

の他必要とされる事業相互間の項目の相殺消去をするものとする。

(財産目録の区分)

第四十五条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産額と負債額とに区分表示するものとする。

2 資産額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第三号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。

一 基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）

二 運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）

三 収益事業会計資産（収益事業に必要な資産をいう。）

3 負債額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第三号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。

一 固定負債（別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債をいう。）

二 流動負債（別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債をいう。）

三 収益事業会計負債（収益事業に必要な負債をいう。）

(財産目録の金額)

第四十六条 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。

(財産目録の様式)

第四十七条 財産目録の様式は、第八号様式のとおりとする。

第五章 会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例

「条を削る。」

(徴収不能引当ての特例)

第四十八条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人(会計監査人を置くものを除く。以下「会計監査人非設置知事所轄学校法人」という。)

(高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。)は、第十条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

(基本金組入れに関する特例)

第四十九条 会計監査人非設置知事所轄学校法人は、第十三条第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。

(計算書類の作成に関する特例)

第五十条 会計監査人非設置知事所轄学校法人は、第十六条及び第四十条第一項の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細書(高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。)を作成しないことができる。

第五章 知事所轄学校法人に関する特例

(計算書類の作成に関する特例)

第三十七条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人(以下「知事所轄学校法人」という。)は、第四条の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細表(高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。)を作成しないことができる。

(徴収不能引当ての特例)

第三十八条 知事所轄学校法人(高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。)は、第二十八条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

(基本金組入れに関する特例)

第三十九条 知事所轄学校法人は、第三十条第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。

「条を加える。」

第六章 放送大学学園に関する特例

第五十一条 放送大学学園は、この省令の規定にかかわらず、放送大学学園に関する省令（平成十五年文部科学省令第三十九号）の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成するものとする。

第六章 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に関する特例

第四十条 法第十四条第一項に規定する学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者であつて、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限る。）のうち、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十条に規定する社会福祉法人をいう。）については、第一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従うことができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の項番号を削る。
別表第一を次のように改める。

別表第一 貸借対照表記載科目（第21条関係）

資産の部			
大 科 目	中 科 目	小 科 目	備 考
固定資産	有形固定資産	土地	貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になつてい るものであつても使用中のものを含む。
		建物	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設 備を含む。
		構築物	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工 作物をいう。
		教育研究用機器備品	標本及び模型を含む。
		管理用機器備品	
		図書	
		車両	
		建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、 工事前払金、手付金等を含む。
	特定資産		使途が特定された預金等をいう。
			第2号基本金引当特 定資産
			第3号基本金引当特 定資産
			(何)引当特定資産

負債の部		備考
科	目	
大科目	小科目	
流動資産	その他の固定資産	<p>地上権を含む。</p> <p>専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。</p>
	借地権	
	電話加入権	
	施設利用権	
	ソフトウェア	
	有価証券	長期に保有する有価証券をいう。
	収益事業元入金	収益事業に対する元入額をいう。
	長期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	現金預金	
	未収入金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未取額をいう。
貯蔵品	減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。	
短期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。	
有価証券	一時的に保有する有価証券をいう。	
固定負債	長期借入金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。

純資産の部		
科	目	備 考
大 科 目	小 科 目	
基本金		
	第1号基本金	第13条第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第2号基本金	第13条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第3号基本金	第13条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第4号基本金	第13条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。
流動負債		
	学校債	同上
	長期未払金	同上
	退職給与引当金	退職給与規程等による計算に基づき退職給与引当額をいう。
	短期借入金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。
	1年以内償還予定学校債	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	手形債務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。
	未払金	
	前受金	
	預り金	教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。

繰越収支差額	翌年度繰越収支差額	
--------	-----------	--

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及び管理用機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

別表第二中「第19条」や「第27条」及び「間に適当な科目」や「間に適当な中科目」及び「都道府県知事を所轄庁とする学校法人」や「会計監査人非設置知事所轄学校法人」に於ける。別表第三を次のように改める。

別表第三 資金収支計算記載科目 (第36条関係)

収入の部		
科	目	備考
大科目	小科目	
学生生徒等寄付金収入	授業料収入	聴講料、補講料等を含む。
	入学金収入	
	実験実習料収入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金収入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
	手数料収入	
	入学検定料収入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
	試験料収入	編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
	証明手数料収入	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
	寄付金収入	土地、建物等の現物寄付金を除く。
		特別寄付金収入
	一般寄付金収入	用途指定のない寄付金をいう。
補助金収入	国庫補助金収入	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
	地方公共団体補助金収入	

資産売却収入	施設売却収入 設備売却収入 有価証券売却収入	固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
付随事業・収益事業収入	補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入 収益事業収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。 附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。 外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。 収益事業会計からの繰入収入をいう。
受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産運用収入 その他の受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。 預金、貸付金等の利息、株式の配当金等を行い、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。
雑収入	施設設備利用料収入 廃品売却収入	施設設備利用料収入、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。
借入金等収入	長期借入金収入	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。

前受金収入	短期借入金収入	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	学校債収入	
前受金収入	授業料前受金収入	翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。
	入学金前受金収入	
	実験実習料前受金収入	
	施設設備資金前受金収入	
その他の収入	第2号基本金引当特定資産取崩収入	上記の各収入以外の収入をいう。
	第3号基本金引当特定資産取崩収入	
	(向)引当特定資産取崩収入	
	前期末未収入金収入	
	貸付金回収収入	
	預り金受入収入	
支出の部		
科 目		
大 科 目	小 科 目	備 考
人件費支出	教員人件費支出	教員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所在福利費をいう。

	職員人件費支出 役員報酬支出 退職金支出	職員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 理事及び監事に支払う報酬をいう。
教育研究経費支出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 奨学費支出	教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。 電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。 貸与の奨学金を除く。
管理経費支出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出	
借入金等利息支出	借入金利息支出 学校債利息支出	
借入金等返済支出	借入金返済支出	

	学校備返済支出	
施設関係支出	土地支出 建物支出 構築物支出 建設仮勘定支出	敷地費、周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。 建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出を含む。 フォール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物のための支出をいう。 建物及び構築物等が完成するまでの支出をいう。
設備関係支出	教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出 図書支出 車両支出 ソフトウェア支出	標本及び模型の取得のための支出を含む。 ソフトウェアに係る支出のうち資産計上されるものをいう。
資産運用支出	有価証券購入支出 第2号基本金引当特定資産購入支出 第3号基本金引当特定資産購入支出 (何)引当特定資産購入支出 収益事業元入金支出	収益事業に対する元入額の支出をいう。

その他の支出	貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出	収益事業に対する貸付金の支出を含む。
--------	---	--------------------

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものであるについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。
- 4 会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。
- 5 会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究用機器備品支出の科目及び管理用機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第一号様式 (第22条関係)

貸借対照表
年 月 日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図書			
車両			
建設仮勘定			
(何)			
特定資産			
第2号基本引当特定資産			
第3号基本引当特定資産			
(何)引当特定資産			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウェア			
有価証券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
(何)			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
(何)			
資産の部合計			

負債の部				
科目	本年度末	前年度末	増 減	
固定負債				
長期借入金				
学校債				
長期未払金				
退職給与引当金				
(何)				
流動負債				
短期借入金				
1年以内償還予定学校債				
手形債務				
未払金				
前受金				
預り金				
(何)				
負債の部合計				
純資産の部				
科目	本年度末	前年度末	増 減	
基本金				
第1号基本金				
第2号基本金				
第3号基本金				
第4号基本金				
繰越収支差額				
翌年度繰越収支差額				
純資産の部合計				
負債及び純資産の部合計				

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

第二号様式 (第31条関係)

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金			
授業料			
入学金			
実験実習料			
施設設備資金			
(何)			
手数料			
入学検定料			
試験料			
証明手数料			
(何)			
寄付金			
特別寄付金			
一般寄付金			
現物寄付			
経常費等補助金			
国庫補助金			
地方公共団体補助金			
(何)			
付随事業収入			
補助活動収入			
附属事業収入			
受託事業収入			
(何)			
雑収入			
施設設備利用料			
廃品売却収入			
(何)			
教育活動収入計			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費			
教員人件費			
職員人件費			

教育活動収支

事業活動収入の部

役員報酬				
退職給与引当金繰入額				
退職金				
(何)				
教育研究経費				
消耗品費				
光熱水費				
旅費交通費				
奨学費				
減価償却額				
(何)				
管理経費				
消耗品費				
光熱水費				
旅費交通費				
減価償却額				
(何)				
徴収不能額等				
徴収不能引当金繰入額				
徴収不能額				
教育活動支出計				
教育活動収支差額				
事業活動収入の部				
受取利息・配当金				
第3号基本金引当特定資産運用収入				
その他の受取利息・配当金				
その他の教育活動外収入				
収益事業収入				
(何)				
教育活動外収入計				
事業活動支出の部				
借入金等利息				
借入金利息				
学校債利息				
その他の教育活動外支出				
(何)				
教育活動外支出計				
教育活動外収支差額				
経常収支差額				

科目	子算	決算	差異
資産売却差額			
(何)			
事業活動収入の部			
その他の特別収入			
施設設備寄付金			
現物寄付			
施設設備補助金			
過年度修正額			
(何)			
特別収入計			
特別収入			
特別支出の部			
特別支出計			
特別収支差額			
(子備費)			
基本金租入前当年度収支差額			
基本金租入額合計	△	△	
当年度収支差額			
前年度繰越収支差額			
基本金取崩額			
翌年度繰越収支差額			
(参考)			
事業活動収入計			
事業活動支出計			

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の子備費の項の()内には、子備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。子備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

第三号様式 (第38条関係)

資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

収入の部		子	決	差
科	目	算	算	異
学生生徒等納付金収入				
授業料収入				
入学金収入				
実験実習料収入				
施設設備資金収入				
(何)				
手数料収入				
入学検定料収入				
試験料収入				
証明手数料収入				
(何)				
寄付金収入				
特別寄付金収入				
一般寄付金収入				
補助金収入				
国庫補助金収入				
地方公共団体補助金収入				
(何)				
資産売却収入				
施設売却収入				
設備売却収入				
有価証券売却収入				
(何)				
付随事業・収益事業収入				
補助活動収入				
附属事業収入				
受託事業収入				
収益事業収入				

(何)				
受取利息・配当金収入				
第3号基本金引当特定資産運用収入				
その他の受取利息・配当金収入				
雑収入				
施設設備利用料収入				
廃品売却収入				
(何)				
借入金等収入				
長期借入金収入				
短期借入金収入				
学校債収入				
前受金収入				
授業料前受金収入				
入学前受金収入				
実験実習料前受金収入				
施設設備資金前受金収入				
(何)				
その他の収入				
第2号基本金引当特定資産取崩収入				
第3号基本金引当特定資産取崩収入				
(何)引当特定資産取崩収入				
前期末未収入金収入				
貸付金回収収入				
預り金受入収入				
(何)				
資金収入調整勘定	△	△		
期末未収入金	△	△		
前期末前受金	△	△		
(何)	△	△		
前年度繰越支払資金				
収入の部合計				

支出の部				
科	目	子 算	決 算	差 異
人件費支出				
教員人件費支出				
職員人件費支出				
役員報酬支出				
退職金支出				
(何)				
教育研究経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
奨学費支出				
(何)				
管理経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
(何)				
借入金等利息支出				
借入金利息支出				
学校債利息支出				
借入金等返済支出				
借入金返済支出				
学校債返済支出				
施設関係支出				
土地支出				
建物支出				
構築物支出				
建設仮勘定支出				
(何)				
設備関係支出				
教育研究用機器備品支出				
管理用機器備品支出				

図書支出			
車両支出			
ソフトウェア支出			
(何)			
資産運用支出			
有価証券購入支出			
第2号基本金引当特定資産繰入支出			
第3号基本金引当特定資産繰入支出			
(何)引当特定資産繰入支出			
収益事業元入金支出			
(何)			
その他の支出			
貸付金支払支出			
手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			
預り金支払支出			
前払金支払支出			
(何)			
[予備費]	()		
資金支出調整勘定	△	△	
期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
(何)	△	△	
翌年度繰越支払資金			
支出の部合計			

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の子備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

第四号様式中「第14条の2」を「第39条」に改める。
 第五号様式から第八号様式までを次のように改める。

第五号様式(第42条関係) 固定資産明細書
 年 月 日から
 年 月 日まで

(単位:円)

科 目	期首残	当期増	当期減	期末残	減価償却額の未残高累計額	差引期	擴	要
	高	加額	少額	高				
土地								
建物								
構築物								
教育研究用機器備品								
管理用機器備品								
図書								
車両								
建設仮勘定								
(何)								
計								
第2号基本金引当特定資産								
第3号基本金引当特定資産								
(何) 引当特定資産								
計								
借地権								
電話加入権								
施設利用権								
ソフトウエア								
有価証券								
収益事業元入金								
長期貸付金								
(何)								
計								
合 計								

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
 3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。
 4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する。

第六号様式（貸入金関係）

借入金明細書
 年月日から
 年月日まで

(単位：円)

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	返済期限	摘要
長期						
公的金融機関						
市中金融機関						
その他						
計						
入金						
公的金融機関						
市中金融機関						
その他						
計						
借入						
小計						
返済期限が1年以内 の長期借入金						
計						
合計						

(注) 1 摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載する。

第七号格式 (第2条附则)

基本金明細書
 年 月 日
 年 月 日

(単位:円)

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘 要
第1号基本金 前期繰越高 当期組入対象額 (円)				
計	△	△		
当期取崩対象額 (円)				
計				
当期組入額(又は当期取崩額) 当期末残高 第2号基本金 前期繰越高 当期組入対象額 (円)				
計				
当期取崩対象額 (円)		△		
計				
当期組入額(又は当期取崩額) 当期末残高 第3号基本金 前期繰越高 当期組入対象額 (円)				
計				
当期取崩対象額 (円)		△		
計				
当期組入額(又は当期取崩額) 当期末残高 第4号基本金 前期繰越高 当期組入対象額 当期取崩対象額 当期組入額(又は当期取崩額) 当期末残高				
計		△		
当期取崩対象額 (円)		△		
計				
当期組入額(又は当期取崩額) 当期末残高				
計				
当期組入額(又は当期取崩額) 当期末残高	△	△		

合 計				
前期繰越高	—			
当期組入額	—			
当期取崩額	—			
当期末残高	—	△		

(注) 1 この表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する形式によるものとする。

2 当期組入対象額及び当期取崩対象額については、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。

ただし、第1号基本金については、資産の種類により一括して記載する。

3 要組入高の欄には、第1号基本金にあつては取得した固定資産の価額に相当する金額を、第4号基本金にあつては第13条第1項第4号の規定により文部科学大臣が定めた額を記載する。

4 未組入高の欄には、要組入高から組入高を減じた額を記載する。

備考

第2号基本金及び第3号基本金については、この表の付表として、基本金の組入れに係る計画集計表を次の形式に従い作成し、添付するものとする。

第八号様式（第47条関係）

財 産 目 録

（単位 円）

科 目	年 月 日現在	年 度 末
一 資産額		
（一）基本財産		
1 土地	〇〇	m ²
（1）校地	〇〇	m ²
2 建物	〇〇	m ²
（1）校舍	〇〇	点
3 教育研究用機器備品	〇〇	冊
4 図書	〇〇	冊
（二）運用財産		
1 現金預金	円	円
（1）現金	円	円
（2）普通預金	円	円
2 積立金	円	円
（1）引当特定資産	円	円
3 有価証券	円	円
（1）利付国債	円	円
（三）収益事業会計資産		
合 計	円	円
二 負債額		
（一）固定負債		
1 長期借入金	円	円
2 学校債	円	円
3 長期未払金	円	円
4 退職給与引当金	円	円
（二）流動負債		
1 短期借入金	円	円
2 未払金	円	円
3 前受金	円	円
（三）収益事業会計負債		
合 計	円	円

- (注) 1 基本財産：学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金
- 2 運用財産：学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産
- 3 収益事業会計資産：収益を目的とする事業に必要な財産（収益事業会計の貸借対照表における「資産の部」に計上する資産）
- 4 固定負債：別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債
- 5 流動負債：別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債
- 6 収益事業会計負債：収益を目的とする事業に必要な負債（収益事業会計の貸借対照表における「負債の部」に計上する負債）

第九号様式及び第十号様式を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の学校法人会計基準の規定は、令和七年度以降の会計年度に係る会計処理並びに計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）及びその附属明細書並びに財産目録の作成について適用し、令和六年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

(私立学校法施行規則の一部改正)

第三条 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(会計監査報告の内容) 第三十四条 「略」 一～三 「略」 四 第二号の意見があるときは、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録(第二十四条に規定する貸借対照表に対応する項目を除く。)の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容 五・六 「略」 2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一～三 「略」</p> <p>(最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法) 第五十二条 令第三条第一項第一号及び令第四条第一項第一号の収益の額は、学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)第十六条第二号イに掲げる事業活動収支計算書の決算の項事業活動収入計欄に計上した額(同項中収益事業収入欄及び特別収入計欄に計上した額がある場合は、これらの額を控除した額)と学校法人会計基準第三条第一項に規定する収益事業会計に経常的な収益の額として計上した額の合計額とする。</p>	<p>(会計監査報告の内容) 第三十四条 「同上」 一～三 「同上」 「号を加える。」 四・五 「同上」 2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一～三 「同上」</p> <p>(最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法) 第五十二条 令第三条第一項第一号及び令第四条第一項第一号の収益の額は、学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)第四条第二号に規定する事業活動収支計算書の決算の項事業活動収入計欄に計上した額(同項中収益事業収入欄及び特別収入計欄に計上した額がある場合は、これらの額を控除した額)と学校法人会計基準第三条に規定する収益事業会計に経常的な収益の額として計上した額の合計額とする。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第四条 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十二条 協力学校法人は、法第二十条第十一項の規定により収支予算の認可を受けようとするときは、協力地方公共団体の長が定める期日までに、資金収支予算書及び事業活動収支予算書を作成し、協力地方公共団体の長に提出しなければならない。</p> <p>2 学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）別表第二及び別表第三の規定は、前項の資金収支予算書及び事業活動収支予算書に記載する科目について準用する。この場合において、同令別表第二中「<u>地方公共団体補助金</u>」とあるのは「<u>協力地方公共団体補助金</u>」 と、同令別表第三中「<u>地方公共団体補助金収入</u>」とあるのは「<u>協力地方公共団体補助金収入</u>」 と読み替えるものとする。</p> <p>第十三条 法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人に対する学校法人会計基準の規定の適用については、同令別表第二中「<u>地方公共団体補助金</u>」とあるのは「<u>協力地方公共団体補助金</u>」 と、同令別表第三中「<u>地方公共団体補助金収入</u>」とあるのは「<u>協力地方公共団体補助金収入</u>」 と、同令第二号様式中「<u>地方公共団体補助金収入</u>」</p>	<p>第十二条 協力学校法人は、法第二十条第十一項の規定により収支予算の認可を受けようとするときは、協力地方公共団体の長が定める期日までに、資金収支予算書及び消費収支予算書を作成し、協力地方公共団体の長に提出しなければならない。</p> <p>2 学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）別表第一及び別表第二の規定は、前項の資金収支予算書及び消費収支予算書に記載する科目について準用する。この場合において、同令別表第一中「<u>地方公共団体補助金収入</u>」とあるのは「<u>協力地方公共団体補助金収入</u>」 と、同令別表第二中「<u>地方公共団体補助金</u>」とあるのは「<u>協力地方公共団体補助金</u>」 と読み替えるものとする。</p> <p>第十三条 学校法人会計基準の規定は、法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人について準用する。この場合において、同令第一条第一項中「<u>私立学校振興助成法</u>（昭和五十年法律第六十一号。以下「<u>法</u>」という。）第十四条第一項に規定する学校法人」とあるのは「<u>構造改革特別区域法</u>（平成十四年法律第八十九号）第二十条第十三項において読み替えて準用する私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。以下「<u>法</u>」という。）第十四条第一</p>

（有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第五条 有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年文部科学省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(適用の一般原則)

第一条 私立学校法（以下「法」という。）第百三条第二項の規定により有価証券発行学校法人が作成しなければならない計算書類のうち財務諸表の用語、様式及び作成方法については、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

(定義)

第二条 この省令において「有価証券発行学校法人」とは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証券を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（法第三条に規定する学校法人及び法第百五十二條第五項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、当該証券若しくは当該証券又は当該権利について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する募集又は同条第四項に規定する売出しを行うものをいう。

2 この省令において「財務諸表」とは、法第百三条第二項に規定する計算書類のうち貸借対照表及び収支計算書（損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に限る。）をいう。

改正前

(適用の一般原則)

第一条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」という。）第四十七條第一項の規定により有価証券発行学校法人が作成しなければならない書類のうち財務諸表の用語、様式及び作成方法については、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

(定義)

第二条 この省令において「有価証券発行学校法人」とは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証券を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（法第三条に規定する学校法人及び法第六十四條第四項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、当該証券若しくは当該証券又は当該権利について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する募集又は売出しを行うものをいう。

2 この省令において「財務諸表」とは、法第四十七條第一項に規定する書類のうち貸借対照表及び収支計算書（損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に限る。）をいう。

3～5 「略」

6 前項に規定する「会社等の意思決定機関を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

一 「略」

二 会社等の議決権の百分の四十以上百分の五十以下を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

イ～ハ 「略」

ニ 当該会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び第十一項において同じ。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。同項において同じ。）。

ホ 「略」

三 「略」

7～11 「略」

12 この省令において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一～六 「略」

七 職員のための企業年金等（有価証券発行学校法人と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

13 「略」

3～5 「同上」

6 前項に規定する「会社等の意思決定機関を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

一 「同上」

二 会社等の議決権の百分の四十以上百分の五十以下を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

イ～ハ 「同上」

ニ 当該会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。第十一項において同じ。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。第十一項において同じ。）。

ホ 「同上」

三 「同上」

7～11 「同上」

12 この省令において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一～六 「同上」

七 職員（校長及び教員を含む。以下同じ。）のための適格退職年金等（有価証券発行学校法人と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

13 「同上」

14 この省令において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な有価証券等の投資をいう。同章において同じ。）であつて第三十六条に規定する流動資産に属するものをいう。

15
17 「略」

（繰延資産の範囲）

第三十三条 学校債発行費（学校債（有価証券発行学校法人が行う消費貸借契約による借入をいう。以下同じ。）のために支出した費用をいう。）及び開設費（学校（法第五十二条第三項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人にあつては当該専修学校又は各種学校を含み、同条第五項に規定する法人にあつては専修学校又は各種学校とする。第五十五条第一項において同じ。）の開設準備のために支出した費用をいう。）は、繰延資産に属するものとする。

（収益事業の注記）

第五十一条 収益事業（有価証券発行学校法人が法第十九条第一項の規定により行う収益を目的とする事業をいう。以下同じ。）に係る固有の資産、負債及び純資産の額は、貸借対照表の科目別に注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（基本金に関する注記）

14 この省令において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。以下第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な有価証券等の投資をいう。以下同章において同じ。）であつて第三十六条により規定する流動資産に属するものをいう。

15
17 「同上」

（繰延資産の範囲）

第三十三条 学校債発行費（学校債（有価証券発行学校法人が行う消費貸借契約による借入をいう。以下同じ。）のために支出した費用をいう。）及び開設費（学校の開設準備のために支出した費用をいう。）は、繰延資産に属するものとする。

（収益事業の注記）

第五十一条 収益事業（有価証券発行学校法人が寄附行為に定めて行う収益事業をいう。以下同じ。）に係る固有の資産、負債及び純資産の額は、貸借対照表の科目別に注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（基本金に関する注記）

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>第五十二条 学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第十 二条に規定する基本金については、貸借対照表日における合計額を注 記しなければならない。</p> <p>（事業収益又は事業費用の範囲）</p> <p>第五十五条 教育研究・附属事業収益又は教育研究・附属事業費用は、 教育研究事業（有価証券発行学校法人が設置する学校）の事業をいう。 第六十条において同じ。）及び附属事業（病院、農場その他の有価証 券発行学校法人が設置する学校の附属施設及び附属機関の事業をい う。同条において同じ。）の事業活動から生じる収益又は費用とす る。</p> <p>2 「略」</p>
	<p>第五十二条 学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第二 十九条に規定する基本金については、貸借対照表日における合計額を 注記しなければならない。</p> <p>（事業収益又は事業費用の範囲）</p> <p>第五十五条 教育研究・附属事業収益又は教育研究・附属事業費用は、 教育研究事業（有価証券発行学校法人が設置する学校（法第六十四条 第二項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人にあつ ては当該専修学校又は当該各種学校を含み、同条第四項に規定する法 人））については専修学校又は各種学校とする。以下この項において同 じ。）の事業をいう。第六十条において同じ。）及び附属事業（病 院、農場その他の有価証券発行学校法人が設置する学校の附属施設及 び附属機関の事業をいう。同条において同じ。）の事業活動から生じ る収益又は費用とする。</p> <p>2 「同上」</p>

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第三条 「略」</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。</p> <p>イ 大学等の設置者の直前三年のいずれかの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類において、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）<u>第二十八条第二項</u>に規定する当該会計年度の經常収支差額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零以上であること。</p> <p>ロ 大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、(1)に掲げる資産の合計額から(2)に掲げる負債の合計額を控除した額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零以上であること。</p> <p>(1) 学校法人会計基準別表第一に規定する特定資産、その他の固定資産のうち有価証券並びに流動資産のうち現金預金及び有価証券（以下この号において「運用資産」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて運用資産に準ずるもの</p> <p>(2) 学校法人会計基準別表第一に規定する固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金並びに流動負債のうち短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金（以下この号において「外部負債」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて外部負債に準ずるもの</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>第三条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。</p> <p>イ 大学等の設置者の直前三年のいずれかの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類において、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）<u>第二十条第二項</u>に規定する当該会計年度の經常収支差額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零以上であること。</p> <p>ロ 大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、(1)に掲げる資産の合計額から(2)に掲げる負債の合計額を控除した額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零以上であること。</p> <p>(1) 学校法人会計基準別表第三に規定する特定資産、その他の固定資産のうち有価証券並びに流動資産のうち現金預金及び有価証券（以下この号において「運用資産」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて運用資産に準ずるもの</p> <p>(2) 学校法人会計基準別表第三に規定する固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金並びに流動負債のうち短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金（以下この号において「外部負債」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて外部負債に準ずるもの</p>

ハ 「略」	ハ 「同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	